

強化取組事項

強化取組 1

男女共同参画意識づくりの推進

「男は仕事、女は家庭を主に担うべき」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は日常生活のあらゆる場面に存在しています。このため、幅広い世代の市民に向けて、男女共同参画意識づくりを促進するための啓発、教育活動等に取り組みます。

強化取組 2

市の政策・方針決定の場への女性の参画の推進

本市では、男女共同参画社会を実現するため、審議会等における女性委員比率の向上に努め、市の政策・方針決定の場に女性と男性が対等に参画できる環境づくりに取り組んできました。さらにその取組を進めるため、政策・方針決定の場に女性が参画する意義を関係部局に周知するなどにより、計画期間の終了年度には、審議会に男女が半数ずつ参画している状況を実現します。

強化取組 3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画の実現は、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すことです。男性が積極的に働き方の見直しを進め、家事や育児、介護等や地域活動等へより参画していくことが必要です。そのため、事業所や地域と連携を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について一人ひとりの意識の高揚に努めるとともに、仕事と家庭生活・地域生活などの両立を支援する環境づくりを促進します。

強化取組 4

多様な立場の人々への支援

ひとり親家庭、単身高齢者、障がいのある女性等は、生活上の困難に陥りやすい状況にあり、固定的性別役割分担意識等により複合的に困難な状況を抱えることがあります。また、部落差別、外国人住民やLGBTQ+の人たちに対して、一人ひとりが正しい知識を持ち、多様性を尊重する社会を目指す必要があります。そのために、強化取組1の男女共同参画意識づくりを推進するとともに、関連部署で連携を図り、一人ひとりの実情に沿った支援を行います。

強化取組 5

相談体制の充実

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントの暴力の背景には、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差等、構造的な問題が存在しています。誰もが安心して暮らすことのできる社会実現のため、暴力の被害者が安心して相談することのできる環境の整備はますます重要性を増しています。今後も、行政機関や民間団体などと連携を図り、DVをはじめとする男女共同参画の推進を阻害する問題に関する相談体制の充実に努めます。

ダイジェスト版

ゆう・あいプラン2021

～亀岡市男女共同参画計画～

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

男女共同参画社会とは、一人ひとりが、性別にとらわれず互いを認め、協力しながら喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

難しく考えられがちですが、『**女性だから、男性だから、という理由だけでしたいことができなかったり、特定の仕事や役割が偏っていたりする社会ではなく、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、互いに支えあいながら、自分らしく力を発揮できる社会**』だと考えれば、男女共同参画社会がより身近に感じられるのではないのでしょうか。

本計画では、女性、男性といった性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、以下の基本理念を設定します。

性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡

計画策定の趣旨

性別にとらわれず、誰もが自分の意志で参画できる社会に向けて・・・

- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念を植え付けないこと。
- 誰もが有するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に気づくこと。
- 女性が活躍するためには、能力に応じて昇進させるフェアなリーダーが増えること。
- 女性の意思決定の場へ参画・登用を進めるシステムづくりを進めること。
- 多様な性を理解し、お互いを認め合う社会の実現に向けて積極的に取り組むこと。
- 女性に対する暴力の根絶に向けて、「加害者にならない」という視点も含めた対策をしていくこと。
- 理念の実現に向けて成果が出せる計画としていくこと。

ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～

発行 令和3年 亀岡市 （ダイジェスト版）

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地
TEL 0771-25-5075 FAX 0771-22-6372
<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

編集 亀岡市生涯学習部 人権啓発課

基本目標と重点プラン

《 基本目標 1 》 男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり

重点プラン 1 男女共同参画意識づくりの推進、人権学習の推進

ホームページや広報紙などあらゆる媒体を通じ、男女共同参画社会について理解を促進します。
また、講座などの学習機会を活用し、幅広い年齢層を対象に、固定観念にとらわれた社会制度や慣行の見直しにつながる、わかりやすく、実践的な啓発活動を充実します。

重点プラン 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から男女共同参画意識を身につけて行動できるよう、人権教育を推進し、人権を尊重する感性を育みながら、一人ひとりが持つ個性や能力が発揮できる教育を充実します。

《 基本目標 2 》 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】

重点プラン 3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

女性の方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図り、審議会等への女性の登用や地域活動や事業所での方針決定過程への女性の参画を促進します。
ワーク・ライフ・バランスについて事業所を中心に働きかけ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性が参画しやすい環境づくりを支援します。

重点プラン 4 就労の場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

重点プラン 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり

仕事と生活の調和がとれたものとなるよう、男性も家族の一員として、家事・育児・介護などを担う必要性と責任の重要性を啓発するとともに、知識や技術の習得機会の提供に努めます。
事業所に対しては、ワーク・ライフ・バランスが企業や経済社会の活性化につながり、有用なものであるとの認識を促し、企業における労働時間の縮減や男性の育児休業の取得率向上に向けた意識改革など働きやすい職場環境づくりを推進します。

重点プラン 6 ハラスメント防止に向けた取組の実施

あらゆる価値観を認め、互いの人格を尊重し合う社会の実現に向け、市民・事業者に対して啓発を行います。特に事業者は、雇用者として労働者の人権を守る責任を負うことから、関係機関と連携しながら周知・啓発を進めます。

《 基本目標 3 》 あらゆる差別のない地域づくり

重点プラン 7 男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担を払拭し、性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発し、地域活動や市民活動の促進に努めます。
緊急時における地域の防災力を高めるため、普段から女性が地域において責任ある立場に就き、意見を出せるよう、啓発、学習の場の提供を行います。
事業所等と連携し、仕事や家庭生活と同様に地域活動へ参加できる環境づくりを推進するとともに、女性間のネットワークづくりを支援することにより、側面からも市民の活動を支援します。

重点プラン 8 多様な立場の困難を抱えた人々への支援

女性の年代や就業形態、男女の雇用の機会・待遇の違いなどを視野に入れた多面的な支援を行います。
国籍や性別にかかわらず、すべての人が男女共同参画社会の実現を目指し、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、あらゆる場面で外国人住民の生活を支援します。

重点プラン 9 生涯にわたる健康の保持と促進

性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識啓発に努め、個人の健康づくりを支援します。
男女それぞれの健康課題に対応するため、正しい知識を普及するとともに、特に女性の妊娠・出産期における健康の確保に関する支援策の充実に努めます。

重点プラン 10 L G B T Q + への理解促進と支援

パートナーシップ宣誓制度実施により、L G B T Q + の人たちに対する社会的理解の促進を図ります。
男女共同参画事業等においてL G B T Q + の人たちへの理解を深める取組を促進します。
市役所職員がL G B T Q + の人たちについて理解を深め、窓口等でL G B T Q + の人たちに配慮した対応を行えるよう、取組を推進します。

《 基本目標 4 》 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり【D V 対策基本計画】

重点プラン 11 暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり

男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、関係機関と連携し、D V は重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力を根絶する社会づくりを進めます。
被害者支援の一環として加害者の抱える経験等を踏まえ、加害者にも被害者にもならないよう、加害者自らが加害に気づき加害を繰り返さないため加害者更生のための取組を推進します。

重点プラン 12 D V 被害者への相談や支援の強化

暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、被害者自身や周囲の人々の暴力への気づきを促し、暴力に対応できるシステムづくりを推進します。
中間シェルターやN P O 団体、生活支援団体など民間団体との連携を図り、被害者が相談しやすい環境を整え、対応する職員の資質の向上に努めます。

《 基本目標 5 》 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

重点プラン 13 男女共同参画の実効性の確保

施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進本部を中心に、推進員の活動を活性化し、全庁的な取組を進めます。住民・地域・学校・事業所・各種団体との連携を強化し、あらゆる機会をとらえた取組を展開します。

重点プラン 14 男女共同参画事業の周知

従来からの方法にとらわれず、S N S 等新たな広報手段を積極的に用い、あらゆる層に事業の周知を行います。

